

1 令和6年度静岡県国民健康保険団体連合会事業報告

第1 事業概況

- 本会は、保険者（市町・国保組合・県）の共同体として、また審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に、経営ビジョンである「保険者に良質なサービスを提供することで、保険者満足度100 %を目指す。」「安心、安定、安価（AAA）をモットーに事業を運営して、組織の発展を図る。」の実現に取り組んできた。
- 令和6年度は、法人税法の改正に適切に対応するとともに、指定金融機関の払込手数料の改定に当たり、事務の見直し等に取り組み、保険者の協力を得ながら対応した。
- 国保総合システムに関しては、オンライン請求医療機関等への各種還元帳票の紙媒体送付廃止や訪問看護療養費に係るオンライン請求の開始に問題なく対応したことで、大幅な作業及び経費を削減することができた。また、国保総合システムの課題であるシステムの最適化に関しては、保険者の協力を得て、経費削減に向けた取組みを始めることができた。
- 審査支払業務に関しては「審査支払機能に関する工程表」に基づき、審査基準の統一に向けたコンピュータチェックの設定、本会独自の審査基準の廃止や審査結果の不合理的な差異の解消に積極的に取り組んだ。
- 介護保険業務では、令和7年度の介護保険審査支払システム等のクラウド化に向けて準備を行うとともに、ケアプランデータ連携システムの利用率向上に向け県・市町と連携し普及に努めた。また、静岡県の委託により介護・介護福祉人材確保に対応する介護職員処遇改善支援事業補助金等の支払額算定業務を行った。
- 静岡県から「静岡県第3期市町国保データヘルス計画支援事業」を、静岡県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）からは「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施市町支援業務」を受託し、県及び広域連合と連携した市町等保険者支援に取り組んだ。
- 令和7年3月に策定した「静岡県国民健康保険団体連合会第2期経営戦略・第4期中期経営計画」（令和7年度～令和11年度）では、新たな基本理念を「本会の活動を通じて、社会保障制度の円滑な運営に貢献する」とし、今までの経営ビジョンである「保険者に良質なサービスを提供することで、保険者満足度100 %を目指す」「安心、安定、安価（AAA）をモットーに事業を運営して、組織の発展を図る」に、新たに「医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として、地方自治体を支援する。」を加え、職員が一体となって経営ビジョンの実現に向けて取り組んでいくこととした。

第2 事業運営

1 会務運営の充実

- (1) 国保を取り巻く環境変化等を十分認識し、適切な対応に努め国民健康保険事業（以下「国保事業」という。）の安定運営に、より一層取り組んだ。

また、本会は、国保事業のみならず、後期高齢者医療事業、介護保険事業及び障害者総合支援事業等の他の社会保障制度についても同様に保険者共同事務に係る支援を行っており、これらの事業についても保険者のニーズに応えられるよう、総合専門機関として県及び市町への支援を行った。

- (2) 保険者の共同体としての負託に応えるため、本会の第3期中期経営計画に定めた「経営ビジョン」及び「重点施策」に基づき、各種事業を実施した。

- (3) 本会の業務運営の基本は、保険者からの負担金及び各種手数料により賄われていることに鑑み、保険者が何を望んでいるのかを第一に考え、常にコスト意識を強く持って事務経費の削減や事業の効率化に努めた。

また、出納業務では、請求様式の見直し及び指定金融機関とのデータ伝送サービスの変更により、振込手数料を極力抑えるとともに、同一口座に対する一括納付に対応するなど保険者の経費縮減を行った。

- (4) 指定金融機関における本会の振込手数料の改定に関しては、保険者の対応状況等を参考とし、指定金融機関と協議を重ねて単価圧縮に努め、保険者への説明により理解を頂けた。

- (5) 令和6年度の税制改正に伴い、ICT積立資産等の積立額の上限が撤廃され、代わりに積立計画の策定が義務付けられた。新たな積立計画の策定や会計区分の明確化による予算の組み替え等を実施したことで厚生労働大臣の証明を受け、本会の事業が法人税の対象となる収益事業から除外された。

- (6) 「静岡県国民健康保険団体連合会第3期中期経営計画」（令和4年度～令和6年度）の最終年度であることから、第4期中期経営計画の策定に合わせて「経営戦略」の見直しを行い、令和7年度から5年間の「第2期経営戦略・第4期中期経営計画」を策定した。

- (7) 令和6年度に国保連合会コンプライアンス方針書を作成し、研修等を通じて、ISMSに基づくマネジメントによりコンプライアンスを高めていくとともに、eyeさつ運動等を実践して風通しの良い職場づくりに取り組んだ。

2 医療費適正化の推進

- (1) 高度化するコンピュータチェックへの対応や審査事務共助の効率化に向けて、事務的なコンピュータチェックに関する基礎知識や入院レセプトに関する専門的な研修を実施し、幅広い知識を持つ職員の育成に努めた。

その結果、国保中央会が毎年実施している「審査事務共助確認試験」において、本会平均点数が全国平均点数を上回り、職員育成の成果について確認することができた。

- (2) 国保の審査基準の全国統一に向け、審査委員会と連携し、新たに国保内統一基準となった項目や診療報酬改定に対応したコンピュータチェック項目を設定した。

併せて、支払基金の審査基準について、「全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会」において統一項目として承認された内容を、各審査委員と情報共有を図り、審査基準の全国統一化の推進に努めた。

また、自動レポーティング機能（コンピュータチェックの付箋処理の差異を見える化する機能）を使用した検証を引き続き実施し、審査結果の不合理な差異解消に努めた。

3 国保総合システムの安定的な運用及びシステムの更改

- (1) 本会の審査支払業務及び保険者共同事業等を一体的に処理する当該システムの運用にあたっては、保険者が円滑に業務を実施できるよう、的確な情報提供に努め、本会職員及びベンダ等と情報共有及び連携を図ることにより問題なく安定的な運用が行われた。

- (2) 国保総合システムの最適化に当たって、既存の機能の削除に関して保険者の意見を聞きながら適切に対応するとともに、クラウドの各都道府県国保連合会との共同利用など行い、保険者の協力、国保中央会及び各国保連合会と連携により最適化に向けた方針を決定できた。

関連するシステムの更改に関して、保険者への情報提供や調査を行い、円滑かつ確実な移行が図れるように努めた。

- (3) 令和6年10月からのオンライン請求医療機関等への返戻レセプト及び各種還元帳票の紙媒体送付廃止にあたり、スケジュール通りプロジェクトを進め滞りなく稼働し、郵送料及び封入封緘作業に伴う人件費など経費削減が実現された。
- (4) 訪問看護療養費に係るオンライン請求の開始について、システム開発、改修等を図り、令和6年7月から問題なく稼働できた。

4 保険者事務共同処理事業の推進

- (1) 国のインセンティブ制度による保険者の取組みを支援するため、医療費通知作成業務（36保険者（データ提供含む））、ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知書作成業務（全保険者（データ提供含む））を受託して、医療費適正化につながる業務を適切に行った。
- (2) 国保事業における事務の効率化を図るため、国保保険者事務共同処理業務委員会を開催し、保険者事務の標準化・共同化の推進に向け支援及び協議を行った。

5 保険者努力支援制度に係る保険者支援

保険者インセンティブの強化が求められる保険者努力支援制度において、県内すべての国保保険者が高い評価が得られるよう、県と連携して、各保険者の取組状況について調査及び分析を行い、申請に当たってのチェックポイントの作成や先進的な取組事例の横展開を図るなど、事業の推進に向けた幅広い支援を行った。

併せて、本会が受託している医療費通知及びジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知書の作成業務等に関しても、保険者努力支援制度につなげるよう対応した。

6 介護保険業務等の円滑な実施

- (1) 介護保険制度の改正に適切に対応し、報酬改定に伴う介護給付費等についても適正な審査及び円滑な支払を行った。
- (2) 介護給付適正化については、市町が取り組むべき施策及びその目標を定めた「第6期静岡県介護給付適正化計画」（令和6年度～令和8年度）に基づき、縦覧点検、医療と介護の突合点検、介護給付適正化システムにより出力した給付実績及びケアプランの点検において有効性の高いと見込まれる帳票の活用等、県下4地域（伊豆・東部・中部・西部）毎で担当者説明会を開催し、説明を行った。また、各保険者における介護給付適正化の取り組み状況を踏まえ、個別支援策として13保険者に対し巡回援助を実施するなど保険者が行う適正化対策への支援に努めた。併せて、県・保険者及び関係機関との一体的な適正化支援が実現できるよう連携強化を図った。
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、広域連合と連携し、介護給付データなど分析資料等の提供や希望の

あった31市町の個別訪問支援や庁内連携会議に参加するなど、市町の支援を行った。

- (4) 障害者総合支援法等に定められている、障害介護給付費等の審査業務において、市町における処理業務がより効果的・効率的に実施できるよう、業務研究会にて各市町（業務研究会委員市町）の取り組みについて情報収集し、補助システム（市町村支援システム）の活用や事業所からの照会対応等効率的取組みなどについて協議・検討を行った。
- (5) 令和7年度に実施される介護保険審査支払システム等のクラウド化や関連するシステムの更改に関して、保険者が円滑に業務を実施できるよう、国保中央会主催の説明会に参加し的確な情報把握に努めるとともに、委託電算会社と情報を共有し、更改に向けたスケジュール管理を行い、システムの移行が円滑かつ確実に図れるように展開した。
- (6) 保険料の特別徴収に係る情報経由業務等に関しては、月次及び年次によるデータ授受について円滑に実施した。
- (7) ケアプランデータ連携システム利用率向上に向けて、県及び市町と連携を図り普及推進に努めた。
- (8) 令和8年4月から運用を開始する介護情報基盤の整備や運用に関して、国保中央会や国保連合会が関係することから、令和6年7月、介護情報基盤のデータ等を活用して国保連合会が取り組む保険者支援について検討を行うことを目的に、国保中央会に「保険者支援検討ワーキング・グループ」が設置され、本会も保険者支援に向けた実態把握のための「保険者ヒアリング」を実施するなど、国保中央会及び全国国保連合会と連携して検討を始めた。
- (9) 介護職員及び福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、職員の賃金を2%程度（月額6千円相当）引き上げるための措置を実施することを目的とした事業について、静岡県から事務の一部を受託し、介護職員処遇改善支援事業費補助金及び福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の支払額の算出に関連した事務を行った。

7 調査研究と情報提供等の充実

- (1) 保険者の国保事業の安定的な運営を支援するため、県から「国保事業費納付金等算定標準システム運用業務」を受託し、医療保険制度改正の動向や国保財政への影響及び医療費の変化の要因を調査・研究のうえ県と連携し国保事業費納付金及び標準保険料率の算定を行った。また、国民健康保険中央会が厚生労働省とともに開発した、国保事業費納付金等算定標準システムに関する「国保事業費納付金等算定標準システム検討会」の委員を本会職員が委嘱され、機能改善等の必要性について検討を行うとともに、今後の動向等の情報収集に努めた。

- (2) 広報事務委員会等を活用し、国保制度等に関する理解促進を図るためポスター・リーフレット作製やTVCMの外、ケーブルテレビやYouTube広告の動画配信による広報活動を展開し、効果的な被保険者への情報発信に取り組んだ。

8 保険者協議会と連携した保健事業の推進

- (1) 保険者協議会の事務局を県と共同で担い、県内医療保険者（国保・被用者・後期）の横断的な医療費データ等の分析やデータヘルスに関する情報提供及びマイナ保険証の推進を図るため利用状況の現状報告や各団体の取組等の情報交換を行った。
- (2) 「第3期医療費適正化計画（平成30年度～令和5年度）」の実績に関する評価に対して意見提出をした。
- (3) 特定健診の受診率向上を目的に、県と共催で静岡駅構内やショッピングモール等にて「健診受けましょうキャンペーン」を実施した。また、保険者協議会において、特定健診とがん検診の同時実施の運用好事例の紹介と利便性の強化について意見交換を行った。

9 医療費分析システム等を活用した保険者の保健事業支援

- (1) 「医療費分析システムを活用した健康・医療分析機関」として、「国保データベース（KDB）システム」やKDBシステムを補完する本会独自の「しずおか茶っとシステム」を活用した分析資料を提供した。また、保険者による分析を支援するための当該システムのマニュアルや初心者向けDVDの配布等を行った。
- (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業では、分析資料の提供だけでなく、個別訪問時に介護保険担当課に介護データの分析方法等の周知を行い、介護分野でのシステム活用を広げた。
- (3) 本会が実施する「保健事業支援・評価委員会」における委員からの助言のデータベース化だけでなく、保険者の取組状況等をデータベース化し情報共有を行うことで、同様の課題を抱える保険者が効果的に事業展開できるよう支援した。
- (4) 県と連携し、保険者が策定したデータヘルス計画に基づくPDCAサイクルに沿った事業展開を推進するため、システム等を活用した評価目標や計画内容の分析・見える化を図り、PDCAによる事業推進に係る研修会や、保険者の課題や要望に応じたきめ細かな個別支援などに積極的に取り組んだ。
- (5) 浜松医科大学との連携による共同研究事業では、職員のデータ分析能力の向上だけでなく、保険者の業務支援につながる

ことを目的に取り組み、下田市における歯科の受診率等様々な分析を行うとともに、医科歯科連携を進めるための資料の提供を行った。

10 特定健診等データ管理システムの安定運用

特定健診・特定保健指導の支払業務及び保険者共同事業等を一体的に処理する当該システムについて、保険者が円滑に業務を実施できるよう、システムの安定運用に努めた。

また、制度改正等に伴うシステム対応や令和8年度の次期更改に向けてスケジュール等をシステム部会の情報を収集し、関係機関と調整を行った。

11 特定健診・特定保健指導の推進への支援

医療及び特定健康診査の受診がない健康状態不明者の家庭訪問を実施し、健康状態や生活状況の実態を把握すると共に健診の受診勧奨を目的に、「健康状態不明者に対する特定健診受診勧奨家庭訪問事業」を富士市において実施した。事業実施に当たり、静岡県在宅保健師の会「つつじ会」の保健師が支援を行った。

12 個人情報の保護とセキュリティ対策の強化

- (1) I SMS認証（情報セキュリティマネジメントシステム認証）に基づくセキュリティを維持し、内部監査の充実、職員研修の実施等によりセキュリティ水準の向上に取り組んだ。
- (2) I SMS新規格（ISO/IEC27001：2022）に対応した移行審査（再認証審査）にあたり、新規格に対応した管理策の整備や勉強会を実施し、滞りなく新規格の認証を取得した。また、移行審査に伴う研修会を全職員に行うことで、職員の意識の向上が図られた。
- (3) 国保総合システムをはじめとする基幹システムに導入したセキュリティ対策システムが、問題なく安全かつ適正に運用できた。

また、業務端末セキュリティの更新では、保険者に対して国保保険者事務共同処理業務実務担当者研修会で更新手順と対応について説明した結果、問題がなく更新が行われた。

13 後期高齢者医療に係る円滑な審査支払等

- (1) 高齢化の進展や医療技術の向上などによる医療費の増嵩に適切に対応するため、広域連合と連携し、審査支払業務及び事務代行業務を円滑に実施した。
- (2) 広域連合から「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施市町支援業務」を受託し、市町への訪問支援により庁内会議での説明等通じた事業の実施体制構築の促進や一体的実施に関する分析資料の作成提供及び医療費分析システムの活用支援などを行った。その結果、広域連合と令和6年度に引き続き令和7年度も計画的な支援を行うこととなった。

14 保険者支援の強化

- (1) 保険者の事務処理負担の軽減及び効率化を図るため、レセプト二次点検システムを活用し、保険者からの委託によりレセプト二次点検を行った。また、疑義レセプトの抽出条件の精査に努め、保険者の医療費適正化に貢献できるよう取り組んだ。
- (2) 第三者求償事務については、保険者インセンティブの取り組みへの持続的支援や、保険者の事務処理負担の軽減、保険者の抱える第三者求償事務の課題解決のため、保険者の体制強化に向けた管理職を含む担当者の基礎的知識向上のための研修の実施や損保会社への定期的な働きかけなど、第三者求償事務の取組強化により、保険者支援の充実・強化を図った。
特に、後期高齢者分の第三者行為調査参考リストの抽出条件の見直し、調査対象者の更なる掘り起こしを行った。また、第三者行為損害賠償請求事務共同処理委員会を活用し、レセプトへの特記事項「10.第三者」の記載の周知のチラシ内容を一部追加改善して医療機関あて周知に努めた。
また、介護保険給付における損害賠償請求など、第三者求償に関する専門的知識向上に繋げるための研修を実施した。

15 国保保険者標準事務処理システムの安定的な運用支援

- (1) 国保事業費納付金等算定標準システムの運用
県から受託した当該業務について、県及び本会に設置している当該システム間におけるデータベースの同期を図り、県と連携のうえシステムの運用業務等を行った。

(2) 国保情報集約システムの運用

当該システムは、マイナンバーと連携するため、ＩＳＭＳ認証に基づくセキュアな環境により運用し、「精度の高い資格情報の登録作業」の支援を行う必要があり、不備のある資格情報に対するエラーの解消支援を行った。また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針に基づき、被保険者証等廃止対応に係る各種情報提供や誤入力チェックシステム'24に係る作業手順について市町保険者に周知を行った。

(3) 市町村事務処理標準システム及び標準準拠システムの導入支援

県と連携を図り、市町保険者における当該システムの導入及び共同利用に係る市町からの問い合わせ対応等を行った。

16 オンライン資格確認等システムの的確な情報連携と市町支援

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため「オンライン資格確認」「レセプト振替事務」、「特定健診、薬剤、診療、医療費情報等の管理及び提供に関する事務」等のオンライン資格確認等システムの運用にあたり、マイナンバーカードの健康保険証利用解除に係るファイル登録及び、マイナンバーカードと健康保険証の一体化にかかる資格情報ファイルの設定値変更など市町を支援し的確な情報連携を行った。

17 国の保健医療対策への協力による市町への支援

(1) 風しん対策

医療機関からの抗体検査及び予防接種に係る費用の請求・支払の代行を行った。

(2) 地方単独医療費助成制度の現物給付化

地方単独医療費助成事業のオンライン資格確認と現物給付化の実現に向けて、国・県・国保中央会・本会の関係者が一同に会する場を設け、情報共有や意見交換を行い連携を深めた。